

『 守山市共同住宅等に係るまちづくり調整条例 』

(令和元年9月1日から施行) について

守山市内において次に該当する建設事業を行おうとする場合は、建設事業の構想段階において、守山市への届出が必要になります。

高さ 10メートルを超える建築物 または **住戸数 30戸以上の建築物**

～条例について～

目 的

建設事業の構想段階において、建設事業に関する事項を市に届け出ることにより、市のまちづくりの方針に適合した土地利用を促し、もって都市の健全な発展と市民福祉の増進に寄与することを目的とします。

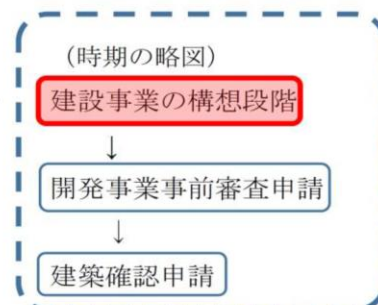
まちづくりの方針とは？

都市計画マスタープラン、景観計画をはじめ、守山市のまちづくりに関する方針、指針、基準のことを言います。

建設事業の構想段階とは？

建設事業を目的とする、次のいずれかの最も早い時期を言います。

- ・ 土地取引（売買や賃借等の契約や予約等）を行う前
- ・ 土地の区画形質の変更を行う前
- ・ 建設事業自体を行う前



市の意見通知、意見に対する回答

届出があった日から 60 日以内に、市の意見を通知します。市の意見通知日から 60 日以内に、意見に対する回答をすることが必要です。

守山市内でマンションや中高層建築物を計画しようとする事業者の方は、その構想段階で速やかに届出を行ってください。よりよいまちづくりのためにご協力をお願いします。

※ 条例そのものについては別紙のとおりです。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号
守山市 都市経済部 都市計画・交通政策課
TEL (077)582-1132 FAX (077)582-6947
E-mail toshikeikaku@city.moriyama.lg.jp